主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、勾留状謄本の交付請求を却下した裁判が憲法三一条、三四条、刑訴規則七四条に違反するというのであるが、右却下の裁判に対する本件準抗告の申立てが不適法であるとした原決定は正当であるから、これが適法であることを前提とする本件特別抗告も不適法である。

よって、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成六年一月二〇日

最高裁判所第一小法廷

_	誠	堀	大	裁判長裁判官
広 隹	幹	野	/]\	裁判官
達		好	Ξ	裁判官
勝		白	大	裁判官